

サギ

こんなハガキが届いても ゼツタイに連絡しないで！

こんなハガキが届いたという相談が多く寄せられています。

「身に覚えはないが、内容を確認しよう」と思い、ハガキに書かれた電話番号に連絡すると、弁護士費用などと称し高額を請求されます。

これは **架空請求** ですので、決して連絡せず、無視してください。不安に感じたら すぐにご相談ください。

【架空請求ハガキの例】

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ



この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月〇日

法務省管轄支局 〇〇訴訟〇〇センター
東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

一般社団法人
生活保護管理組合
や消費生活センタ
ーを名乗るものも

相談
窓口

小浜市消費生活相談室 (小浜市役所4階 生活安全課内)

TEL 53-1140 受付時間:月~金曜日(祝日除く) 8:30~17:15

